

## 金銭を伴わない収入又は支出に係る収支報告書への記載方法

政治資金規正法上、収入又は支出は、金銭、物品に限らず、財産上の利益の收受又は供与とされており、その趣旨は、金銭を伴わない収支についても、政治団体の収支についてはすべてこれを公表し、国民の不断の監視の下に行われるようにすることにある。

したがって、例えば、労務等の無償提供を受けた場合には、これを時価で見積もった金額を寄附による収入として計上するとともに便宜的に同額を支出に計上し、また、労務等の無償提供を行った場合には、これを時価で見積もった金額を寄附による支出として計上するとともに便宜的に同額を収入に計上することとされている。

### 【政治団体が時価X円相当の労務の無償提供を受けた場合の記載例】

〈収支報告書の収入項目別金額の内訳〉

(7) 寄附の内訳			寄附者の区分		
			個人		
寄附者の氏名	金額	年月日	住所	職業	備考
・・・	X円	・・・	・・・	・・・	労務の無償提供

しかし、この記載のみであれば、収支報告書が現金主義を取っているにもかかわらず、金銭の流れがない労務の無償提供について、時価相当額の収入が政治団体に入った形となり、収支がバランスしなくなるため繰越金の額に齟齬が生じる。そこで、下記のような便宜的な支出を計上し、収支をバランスさせる必要性が生じる。

〈収支報告書の支出項目別金額の内訳〉

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		その他の経費	
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名	支出を受けた者の住所	備考
金銭以外のものによる寄附相当分	X円	・・・	・・・	・・・	

【政治団体が時価X円相当の物品を寄附した場合の記載例】

〈収支報告書の支出項目別金額の内訳〉

(3) 政治活動費の内訳		項目別区分				寄附・交付金
支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名	支出を受けた者の住所	備考	
寄附	X円	...	...	.....		

しかし、この記載のみであれば、収支報告書が現金主義を取っているにもかかわらず、実際には金銭の流れのない物品の無償提供について、時価相当額の支出が政治団体から出た形となり、収支がバランスしなくなるため繰越金の額に齟齬が生じる。そこで、下記のような便宜的な収入を計上し、収支をバランスさせる必要性が生じる。

〈収支報告書の収入項目別金額の内訳〉

(6) その他の収入		
摘要	金額	備考
金銭以外のものによる寄附相当分	X円	...

また、昨年まとめられた「政治資金適正化委員会における取組及び検討状況についての取りまとめ」においては、以下のとおり記述されている。

○ 検討すべき事項

金銭以外のものによる収入又は支出があった場合、会計上の便宜的処理として支出簿又は収入簿に、当該収入又は支出と同額を計上することとする取扱いは、煩雑であり、また会計責任者等の理解を得られにくく、事務負担軽減を求める意見も多く寄せられている。

また、金銭以外のものによる収入又は支出を計上する場合には、同額の支出又は収入を便宜上計上することになることから、収支の状況を的確に表しているといえないのではないかとの指摘もある。

○ 検討の方向性

政治団体の収支のすべてを公開する政治資金規正法の趣旨からすると、金銭を伴わない収支についても会計帳簿や収支報告書に記載することが必要であり、特に寄附については総額に対する規制が存在することからも、重要であると考えられる。

一方、金銭を伴わない収支を計上する場合の上記会計上の便宜的処理は煩雑であり、理解が得られにくいこともあり、収支の状況をよりの確に表す観点から、今後、例えば、会計帳簿や収支報告書の様式を見直し、金銭の支出を伴うものと、それを伴わないものとの記載欄を分け、便宜上の収支の計上を要しないものとするなどの検討を行っていくことが適当である。

以上を踏まえ、

具体的事例として、政治団体が

- ・ 労務の無償提供を受けた場合
- ・ 備品を寄附した場合
- ・ 前払式電子マネーを使用した場合
- ・ Suica を使用した場合
- ・ クレジットカードを使用した場合
- ・ ETC カードを使用した場合

を想定し、収支報告書の様式について、金銭の収入又は支出を伴うものと、それを伴わないものとの記載欄を分け、便宜上の収支の計上を要しないものとするについて検討を行うこととする。

その際、寄附の量的制限等、政治資金規正法の根幹にかかわる様々な論点・課題があることから、検討に当たってはこれらを十分考慮することが必要である。